

# 平成30年度第2回甲斐市国民健康保険運営協議会概要

## 1 日 時

平成31年2月21日（木） 午後1時15分～午後2時15分

## 2 場 所

甲斐市役所本館3階 大会議室

## 3 出席者

(1) 運営協議会委員

18名のうち16名出席

(2) 事務局

収納課長、保険課長、国民健康保険税係長、国民健康保険給付係長

## 4 内 容

(1) 平成31年度国民健康保険特別会計当初予算について

①説明の要旨

- ・平成31年度予算は、71億7,935万7千円とし、平成30年度当初予算に対して3億313万8千円、4.1%の減少。
- ・被保険者数は年々減少し、平成30年12月末現在16,268人、前年同期に比べ737人の減少。大きな要因は、75歳到達による後期高齢者医療保険への移行となっている。また、退職者は退職被保険者制度の終了に伴い、平成32年度まで経過措置期間のため、年々減少していく。

《歳入》

- ・国民健康保険税は、16億684万円で、被保険者数の減少に伴い前年度予算額に対して約6,237万円の減額（対前年度比3.7%の減）。
- ・県支出金は49億9,465万7千円で、前年度予算額に対して約2億478万5千円の減額（対前年度比3.9%の減）となっており、被保険者数の減少に伴う保険給付費の減少。
- ・県支出金は歳入予算の7割弱を占め、歳出予算の保険給付費の財源となっている。この県支出金と、歳出予算である国民健康保険事業費納付金の主要財源である国民健康保険税の合計で歳入予算の92%を占める。
- ・繰入金は、5億5,671万3千円で、前年度予算額に対して約3,687万2千円の減額（対前年度比6.2%の減）。内容は一般会計からの繰入金で、低所得者に対する保険税軽減の補填分である保険基盤安定繰入金、国保担当職員人件費と事務費

分、出産育児一時金分等となっている。

- ・その他の収入については延滞金、第三者納付金といった諸収入、財政調整基金の利子である財産収入、督促手数料等の使用料及び手数料等。

#### 《歳出》

- ・保険給付費は49億2,304万2千円、前年度予算額に対して約2億2,560万の減額（対前年度比4.4%の減）。
- ・県へ納付する国民健康保険事業費納付金は20億5,337万1千円で、保険給付費と併せて、歳出予算の97.2%を占める。
- ・総務費は1億261万5千円、前年度予算額に対して520万2千円の減額（対前年度比5%の減）で、内容は国保担当職員の人件費と事務費分となる。
- ・保健事業費は6,921万3千円で、内容は特定健康診査に係る事務費等。
- ・その他の支出については予備費の他、還付金などの諸支出金、基金積立金、公債費等。

#### ②主な質疑

- ・全体的に予算が減少している大きな要因は被保険者の減少ということか。  
⇒その通り。被保険者の増減は社会保険離脱、出生、転入などの資格取得と社会保険加入、死亡、転出による喪失はほぼ同数であるものの、75歳到達により後期高齢者医療保険制度へ移行することで喪失する人が毎年800～900人いるため、被保険者数減少の大きな要因となっている。

- ・外国人労働者の受け入れ拡大のニュースなどで、外国人の保険適用が問題視されているが、甲斐市国民健康保険における外国人被保険者の割合はどれくらいか。  
⇒平成30年12月末現在、411人、被保険者全体の2.5%である。

- ・現年度の不納欠損の内容はどのようなものか。  
⇒相続放棄や外国人の出国、財産がない場合などである。

#### 平成31年度制度改正の概要について

##### ①説明の要旨

- ・国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の引き上げ。医療分の課税限度額を58万円から61万円へ、後期高齢者支援金分の課税限度額と介護納付金分の課税限度額は据え置きとなり、国民健康保険税の課税限度額は、最大で96万円となる。
- ・国民健康保険税の減額対象となる所得基準の引き上げ。5割軽減判定で被保険者数にかける金額を27万5千円から28万円へ、2割軽減判定で被保険者数にかける金額を50万円から51万円に引き上げる。

- ・応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて。旧被扶養者減免とは、平成 20 年に後期高齢者医療保険制度が施行され、75 歳の誕生日から後期高齢者医療保険に自動的に加入することになり、会社の健康保険などの被用者保険に加入していた者も、75 歳に到達した月から後期高齢者医療保険へ加入するようになった。その扶養に入っていた者も、被用者保険の資格を喪失し、国民健康保険へ加入することとなる。その中で、国保資格取得日において 65 歳以上であり、国保資格取得日の前日に、被用者保険で翌日から後期高齢者医療保険へ移行する人の被扶養者であったこと等の要件に達するものが、旧被扶養者となる。その者の所得割額を全額減免し、均等割額は、医療分と後期高齢者支援金分で半額減免し、旧被扶養者のみで構成される世帯の場合は、平等割額も半額減免するという減免措置。
- ・現在、資格取得をした月から当分の間として運用されていたのものを、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り保険税減免を実施する改正。なお、所得割の全額減免については、当分の間の運用が継続される。

②主な質疑 なし